

「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」について

「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」は連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合に使用します。奨学生番号ごとに届け出る必要があります。

※ 現在の連帯保証人、保証人はスカラネット・パーソナルで確認できます。

⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

1 「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」の作成方法

下記2の条件に当てはまる方に、連帯保証人または保証人になることの承諾を得たうえで、その方に自署、実印での押印をしてもらって下さい。また、奨学生番号ごとに下記3の書類の添付が必要です。

2 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	原則として、 <u>父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等</u> を選んでください。
保証人	<u>父母以外の、本人および連帯保証人と別生計の人で、原則4親等以内の65歳未満の親族</u> （兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）を選んでください。 ※例外として、保証人に65歳以上の人を選任する場合、下記の3の必要書類に加えて、保証人の年齢に係る「事情書」の添付が必要です。
共通	① 未成年者・学生・債務整理中の人等保証能力がない人は認められません。 ② 奨学生本人の配偶者（婚約者含む）は認められません。 ③ 例外として、連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない成人を選任する場合、連帯保証人については返還総額、保証人については返還総額の3分の1の返還を確実に保証できる収入・資産のある人を選任していただくこととなります。 ④ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

3 必要書類（奨学生番号ごとに添付してください。）

新連帯保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください） ② 収入に関する証明書類（コピー可） ・給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 ・給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書(控)等（税務署の受付印があるもの） ※電子申告を行った場合は、申告内容確認票に受信通知または即時通知の写しを併せて添付
新保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください）
共通	① 返還保証書 ② 収入・資産等の証明書類 } ※2の③に当てはまる場合、上記に加えて提出が必要

4 提出先（必ず郵送してください。）

〒104-8112 東京都中央区銀座6丁目18番2号 日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課